

No. 7 一般廃棄物処理施設の変更並びに産業廃棄物処理施設の設置及び変更に関する案件概要

議第 1277 号 建築基準法第 51 条に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更

名 称	東芝環境ソリューション株式会社 中間処理施設			
位 置	鶴見区寛政町 135 番及び 143 番			
敷 地 面 積	32,225.05 m ²			
用 途 地 域 等	工業地域			
施 設 概 要	構 造	鉄骨造 地上 1 階建		
	主 要 用 途	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設		
	建 築 面 積	14,136.00 m ²		
	延 床 面 積	14,801.57 m ²		
	処 理 能 力	一般廃棄物処理施設 特定家庭用機器一般廃棄物	計	314.36 t / 日
		産業廃棄物処理施設 廃プラスチック類の破碎施設		150.40 t / 日
建 築 主	名称 東芝環境ソリューション株式会社 住所 鶴見区寛政町 20 番 1 号			
運 営 主 体	名称 東芝環境ソリューション株式会社 住所 鶴見区寛政町 20 番 1 号			

(内容)

本事業者は、資源循環型社会の構築に貢献することを目的に、使用済み家電製品から発生する廃棄物のリサイクルを図るため、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理事業を行っています。

平成 16 年及び平成 21 年に一般廃棄物処理施設について、平成 16 年に産業廃棄物処理施設について、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可を得ています。

今回、使用済み家電製品の処理量増大に対処するため、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設処理能力の増強を計画しています。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 騒音・振動源となる設備を建築物内に設け、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動の最大予測値が基準を満たす結果となっていること
- 2 臨海部の工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではないこと
- 3 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ施設への搬出入車両は、周辺交通量に対して影響が少ないこと
- 4 申請地から 100 メートルの範囲に敷地の一部がかかる学校に対して、著しい影響を与えないこと
- 5 隣接地の所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

議第 1278 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	株式会社アイダスト 幸浦中間処理施設	
位 置	金沢区幸浦二丁目 13 番 34、35、37 及び 38	
敷 地 面 積	2,104.60 m ²	
用 途 地 域	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造 地上 2 階建
	主 要 用 途	産業廃棄物処理施設
	建 築 面 積	422.58 m ²
	延 床 面 積	579.85 m ²
	処 理 能 力	廃プラスチック類の破碎施設 150.77 t / 日 木くず又はがれき類の破碎施設 木くず : 217.14 t / 日 がれき : 397.46 t / 日
	建 築 主	名称 株式会社アイダスト 住所 金沢区福浦一丁目 3 番地 8
運 営 主 体	名称 株式会社アイダスト 住所 金沢区福浦一丁目 3 番地 8	

(内容)

本事業者は、資源循環型社会の構築に貢献することを目的とした産業廃棄物の処理事業を行っています。平成 17 年に産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設）を新設し、運営しています。

今回、建築基準法第 51 条の許可が必要な処理能力を有する破碎施設の設置を計画しています。

以下の理由から、その敷地の位置は都市計画上支障がないと考え、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可をするため、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 騒音・振動源となる設備を建築物内に設け、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動の最大予測値が基準を満たす結果となっていること
- 2 臨海部の工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではなく、周辺に学校等の施設がないこと
- 3 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、かつ施設への搬出入車両は、周辺交通量に対して影響が少ないこと
- 4 隣接地の所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること